

第3回 広島市入札等適正化審議会概要

- 1 会議名
平成27年度第3回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所
平成27年12月25日（金） 午後2時00分～午後3時30分
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名
神野委員（会長）、小森委員（副会長）、今川委員、橋本委員、山田委員
- 4 事務局
財政局契約部長ほか6名
- 5 説明等のため出席した職員（審議順）
道路交通局道路部街路課長
下水道局施設部管路課周辺市街地整備担当課長
安佐南区市民部区政調整課主幹
安佐南区農林建設部地域整備課長
水道局技術部牛田浄水場長
- 6 議題（公開，非公開の別）及び審議の概要
 - (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成27年7月分から9月分まで）（公開）
 - ア 工事の発注状況について
 - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
 - ウ 指名停止措置等の運用状況について
 - エ 苦情処理の運用状況について
 - オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)のアからオについて、取りまとめて報告を行った。
報告に対して、委員から意見はなかった。
 - (2) 抽出事案の審議（公開）
 - ア 猿猴橋復元工事（条件付き一般競争入札）
 - イ 勝木地区特環下水道築造27-20号工事（条件付き一般競争入札）
 - ウ 安佐南中学校法面災害復旧工事（通常型指名競争入札）
 - エ 牛田浄水場沈でん池搔寄機等補修工事（特命随意契約）

(2)のアからエまでについて、各工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行い、
質疑応答を行った。
 - (3) 平成27年度第4回審議会で説明を受ける工事の抽出について
次回の会議で審議する事案の抽出は、橋本委員が担当することとなった。

- (4) 次回の審議会開催日程について
日程については、後日調整を行い、決定することになった。

7 傍聴人の人数
傍聴者 なし

8 発言の要旨
主な質疑応答は、次のとおりである。

抽出事案の審議

① 猿猴橋復元工事（条件付き一般競争入札）

- Q 1 抽出事案説明書（資料4ページ）のうち、入札参加者数4者のうち、資格確認者数1者となっているのは、どういう意味か。
A 1 当該案件は、開札後に、入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札の対象案件であり、有効な入札額で応札した者のうち、最低価格を提示した1者に対して資格確認を行ったものである。
- Q 2 抽出事案説明書（資料7ページ）の低入札価格調査結果は、業者から聴き取ったものであると思うが、聴き取った内容はどのように確認をしているのか。
A 2 落札候補者となった業者は、低入札価格調査報告書作成要領に基づき、下請け業者から徴収した見積書等の必要書類を添付した上で報告書を本市に提出し、本市においては、低入札価格調査マニュアルに基づいて、提出された報告書の内容に誤りや不備がないかを、確認している。
- Q 3 当該案件において、橋梁に据付される鋳物が特徴的であるが、鋳物の製作費というのは、全体の請負工事費においてどの程度の割合を占めているのか。
A 3 この橋に据付される鋳物は、同じものがないもので、一からの製作となるので、全体の費用における8割程度を占めている。この度は、被爆70周年の記念事業ということで、このような工事が実現できた。

② 勝木地区特環下水道築造27-20号工事（条件付き一般競争入札）

- Q 1 総合評価の採点は、市で行うのか。
A 1 広島市建設工事総合評価審査委員会において行っている。なお、当該案件でも採用している、簡易な施工計画等の技術資料を技術提案として評価する方式ではなく、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求める場合には、学識経験者の意見を聴取することとしている。
- Q 2 総合評価落札方式は、どのような場合に採用するのか。
A 2 広島市建設工事総合評価落札方式実施要領の第2条に適用範囲を定めており、競争入札に付す工事のうち、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への配慮等が期待できる工事に採用することとしている。
- Q 3 入札者の入札金額の差が小さいが、こういうことはよくあるのか。
A 3 技術力を備えた業者は、かなり正確に積算されるため、入札金額の差が少ない事例は多くある。
- Q 4 入札者の中に無効となっている業者があるが、この理由はどのようなものか。
A 4 調査基準価格を下回る入札で、総額失格基準を満たしていなかったため、無効となっ

たものである。

③ 安佐南中学校法面災害復旧工事（通常型指名競争入札）

- Q 1 指名業者に辞退や不参加が多数いるが、その要因はどのようなことが考えられるか。
- A 1 昨年8月の災害により、安佐南区内にその他の復旧工事がたくさんあること、また、施工場所が厳しい状況であることなどが考えられる。ただし、当該案件については20者中8者が応札しているので、災害復旧工事の中では応札者が多い方である。
- Q 2 当該案件は、災害協力事業者の登録がある業者から指名することとしているが、これは災害時により多くの業者に協力していただくという主旨からなのか。
- A 2 災害協力事業者は、災害時における迅速かつ円滑な災害応急対策を行うため、予め本市への競争入札参加資格の登録工種や、業者が備えている重機等を届け出ていただくもので、広島市建設工事競争入札取扱要綱第30条の2において、災害復旧工事は、災害協力事業者として登録されている者から指名することとしている。
- Q 3 複数ある施工場所の中で、工法が異なっているがどのように決めているのか。
- A 3 施工場所ごとの傾斜や高さ、面積などを考慮して、工法を決定している。

④ 牛田浄水場沈でん池搔寄機等補修工事（特命随意契約）

- Q 1 随意契約によることができる場合というのは、規程で定められているのか。
- A 1 水道事業管理者が発注するものは、地方公営企業法施行令第21条の14において、随意契約によることができる場合が定められている。当該案件については、同法第21条の14、第1項第2号の、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするときに該当する。
- Q 2 機器の補修工事の積算は、どのように行っているのか。
- A 2 毎年の点検結果を踏まえて、補修内容を決定し、業者より材料費及び労務費の見積もりを取る。この見積金額に水道局で定めている実勢率で設計単価を算出した後、歩掛による経費を加え、設計工事金額としている。
- Q 3 見積金額が適正かどうかの判断はどのようにしているのか。
- A 3 過去を含め、同種工事の実績等と照らし合わせた上で判断している。
- Q 4 入札が5回行われているが、何回目まで行うなどの決まりがあるのか。
- A 4 随意契約においては、見積もり回数を5回目までと定めている。万が一、5回で落札されなかった場合においては、当該案件は特命随意契約であるので、落札結果を踏まえて積算の精査を行い、再度同一業者に見積もり書を徴取することとなる。